破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１２３３号
札幌市白石区東札幌５条５丁目12番15―302号
破産者　島田　功一
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１１号
仙台市宮城野区萩野町４丁目１番36号　宮城野コーポ302
破産者　鈴木　智春
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３０号
仙台市若林区八軒小路23番地の25　ハイツマサ101、住民票上の住所宮城県塩竈市大日向町４番13号
破産者　川嶋　龍貴
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
群馬県邑楽郡大泉町坂田６丁目９番13号フォレスト203号
破産者　南雲　朋之
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２５６号
さいたま市北区植竹町１―107　ストークハイツ山崎　Ｂ号室、破産手続開始時の住所さいたま市北区今羽町366番地10
破産者　阿部　　愛
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０１号
さいたま市北区植竹町１―107　ストークハイツ山崎　Ｂ号室、破産手続開始時の住所さいたま市北区今羽町366番地10
破産者　阿部　一晃
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９４５号
埼玉県幸手市大字戸島2945番地101
破産者　市川　俊之
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９４６号
埼玉県幸手市大字戸島2945番地101
破産者　市川　真仁
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９４７号
埼玉県幸手市大字戸島2945番地101
破産者　市川　時江
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
岐阜県下呂市三原47番地１
破産者　山川商店こと　山川　直彦
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第４７２２号
大阪市淀川区東三国６丁目10番10―708号
破産者　田澤　洋一
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９５号
大阪市港区池島３丁目８番１―1206号
破産者　柴本　昭敏
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３１号
大阪市此花区梅香２丁目８番20号　マンション梅香502号、住民票上の住所大阪市北区本庄西３丁目12番３号
破産者　山形　純子
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０１６号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目５番15号、前住所大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番19号　カーサ田中　608号
破産者　植村　益久
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３３６号
大阪市東淀川区大道南１丁目９番１―501号
破産者　亀田　千恵
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３７１号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目14番18号　稲田マンション　65号
破産者　石賀　英規
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４７１号
徳島県阿南市橘町西浦４―２　四電ビジネス株式会社たちばな寮　管理人室、住民票上の住所大阪府豊中市東豊中町５丁目23番９―705号
破産者　木下　隆雄
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４７７号
大阪府高槻市奈佐原２丁目８番３―204号
破産者　中山　敏宏
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部